

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

<p>路 線 名</p>	<p>上里鬼石線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡神川町大字新宿字本郷三八番一 地先から同郡同町大字新宿字本郷一八 番一地先まで（ただし、関係図面に表示 する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年十二月十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和四年七月二十二日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第六号で告示した道 路予定区域の一部供用開始 である。延長一四三・六〇メ ートル</p>